

り、合戦を指揮し、資能は深手を負って戦没した（相田二郎『蒙古襲来の研究』。資能は七月十二日博多の合戦で重傷ともいう）。

江南軍は、阿刺罕の病氣更迭（うつりか）などのために出航が遅れ、老岐島で、東路軍と合流する予定が狂って、六月下旬、ようやく平戸島に到着し、七月下旬、伊万里湾の鷹島付近で両軍は合流した。江南軍は防備の手薄な肥前の平戸付近への上陸を目指したらしい。

上陸開始間近の閏七月一日、大風雨に見舞われ、大半の艦船が漂没した。范文虎など元軍の諸将は、被害の少ない船に乗り替え、部下を捨てて逃げかえり、生き残って鷹島へ上陸した者も、博多湾から移動してきた少弐景資を大将とする日本軍の掃討に遭って多くが討たれた。捕虜（ほりこ）となった者は博多へ連行され、蒙古・高麗・漢人は斬首されたが、南宋人は奴隸とされた。

二 第三回の襲来計画

フビライの フビライは二回の失敗にも懲りることなく、一二八二年（弘安五年）九月、高麗や江南の揚州・泉州などに、大船三〇〇艘（ふね）の建造を命じて、再征の準備を行った。翌一二八三年、兵

糧二〇万石を用意させ、八月には日本へ渡ることになった。しかし、国民の疲弊を訴えて反対する者があつたり、ベトナムの占城で民族的抗戦がぼつ発したりなどによって渡海は延期され、一二八四年五月、征東行中書省も廢止されてしまった。

幕府の西国 警備強化策

鎮西に所領を有する御家人は、鎮西に下向して異国警固の番役を務めることを、文永八年（一二七二）以来、しばしば幕府が命じている。鎮西の御家人は、従来務めてきた京都大番役や鎌倉番役を務める代わりに異国警固の番役を務めることになった。また、異国警固番役を務めることを最優先して、鎮西の地を離れることを禁止した。

弘安八年（一二八五）、鎮西の御家人などがかわる訴訟は、守護人が沙汰またするよう命じ、特別の許可がない限り、六波羅探題や関東に参訴することを禁止した。

更に幕府は、異国警固が続く間は、鎮西御家人は所領を女子に譲与することを禁止した。男子が無い場合は、親類から養子を迎えて、異国警固番役を務めよと命じた（弘安九年七月二十五日）。しかし、肥後の御家人相良頼俊は、弘安十年五月二日、上毛郡成恒名地頭職を宇葉伊路うばいぢという女性に譲っている。この法令がどの程度守られたか疑問が残る。

また、幕府は異国警固番継続のために、負担の過重を考慮して、地頭請所を認めたり、年貢免除を認める場合や、警固所近くに警固料所を許すような政策をとった（第2図参照）。